明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（八〇）　六
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（八一）　七
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（八二）　四
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八三）　四
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（八四）　四
○競馬法の一部を改正する法律（八五）　四
○最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（八六）　四
○港湾法の一部を改正する法律（八七）　五
○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八八）　五

〔政　令〕
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（三五二）　五
○建設業法施行令の一部を改正する政令（三五三）　六

〔省　令〕
○職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一五五）　六

〔規　則〕
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院九―八―九一）　六
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―五九）　一〇

〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三八五）　一〇
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十六第一項の規定に基づく特定投資指針を全部改正する件（財務二九九）　一一
○自動車の型式を指定した件（国土交通一一二九～一一三一）　一二
○自動車の型式について指定を取り消した件（同一一三二）　一二
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同一一三三、一一三四）　一三
○自動車の装置の型式を指定した件（同一一三五～一一九九）　一三
○自動車の装置の型式について指定を取り消した件（同一二〇〇～一二〇五）　一三
○自動車の装置の指定製作者等の名称を変更する旨届出があった件（同一二〇六、一二〇七）　一三
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同一二〇八、一二〇九）　一三
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同一二一〇～一二一五）　一三
○原動機付自転車の型式を認定した件（同一二一六～一二一八）　一三
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同一二一九）　一三
○検査対象外自動車について製作廃止の届出があった件（同一二二〇）　一三

〔国会事項〕
官庁事項　一三

〔官庁報告〕
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二六）　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（法律第八〇号）（経済産業省）

一　ガス事業法の一部改正関係

1　液化天然ガスの調達の要請

経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができるものとした。（第一〇六条の二関係）

2　ガスの使用制限等

㈠　経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者（以下「ガス小売事業者等」という。）からガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの使用を制限すべきこと又はガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けようとする者に対し、新たに供給を受けるガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができるものとした。（第一〇六条の三第一項関係）